

# 油流出損害に対する国際的な補償体制と HNS プロトコル草案

国際油濁補償基金事務局が作成した注釈

露木 伸宏

国際油濁補償基金(IOPCF)

法令審議官

## 1 はじめに

石油タンカーからの流出による油濁損害に対する補償は、国際海事機関（IMO）の支援の下で策定された国際体制により規定されている。この体制の枠組みは当初、「1969年の油濁損害についての民事責任に関する国際条約」（1969年民事責任条約）と、1971年の油濁損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（1971年基金条約）であった。この「旧」体制は1992年に2本の議定書によって修正され、修正後の条約は「1992年民事責任条約」および「1992年基金条約」として知られている。1992年の両条約は1996年5月30日に発効した。

1971年基金条約は、多数の廃棄通告があったため、2002年5月24日に失効した。多くの国々が1969年民事責任条約も廃棄通告した。したがって、この注釈では、主として「新体制」、すなわち1992年民事責任条約および1992年基金条約を取り上げる。

**1992年民事責任条約**は、油濁損害に対する船主の責任を規定している。この条約は、船主について厳格責任の原則を定め、強制賠償責任保険の制度を設けている。船主は通常、所有船舶の総トン数に応じた金額に自己の責任を制限する権利を有する。

**1992年基金条約**は、1992年民事責任条約を補足するもので、適用される民事責任条約に基づく補償が不十分である場合に、被害者に補償するための体制を確立している。1992年基金条約に基づき、**1992年国際油濁補償基金**（一般に「**1992年IOPC基金**」または「**1992年基金**」と呼ばれる）が設立された。1992年基金は、1992年基金条約に基づく補償体制を管理するために設立された政府間国際機関である。各国は、1992年基金条約に加盟することによって1992年基金の加盟国になる。基金の本部はロンドンにある。

2010年2月1日現在、123カ国が1992年民事責任条約を批准し、104カ国が1992年基金条約を批准していた。加盟国は付録に列挙するとおりである。

## 2 1992年民事責任条約

### 2.1 適用範囲

1992年民事責任条約は、タンカーからの**持続性油**の流出による**油濁損害**に適用される。

1992年民事責任条約は、条約加盟国の領土、領海、排他的経済水域（EEZ）または同等区域で発生した油濁損害を対象とする。タンカーの旗国や船主の国籍は、適用範囲の決定とは無関係である。

「**油濁損害**」は、汚染によって生じる損失または損害と定義される。環境損害（環境の悪化による利益の喪失を除く）の場合における補償は、汚染された環境を回復させる合理的な措置を講じるために、実際に支出されたまたは支出される見込みの費用に限られる。

油濁損害の概念には、条約加盟国の領土、領海、EEZまたは同等区域において油濁損害を防止または最小化するために、場所を問わず講じられる措置（「**防止措置**」）が含まれる。油流出が発生しなくても、油濁損害の重大かつ差し迫った脅威があれば、防止措置にかかる経費を回収することができる。

1992年民事責任条約の対象となるのは、（乾貨物用船舶でなく）ばら荷で油を輸送するために建造または改造された、貨物積載のおよび場合によっては空荷の遠洋航海船舶からの**貨物および／またはバンカーオイル**の流出である。

ガソリン、軽油、灯油などの**非持続性油**による損害は、1992年民事責任条約の対象にならない。

### 2.2 厳格責任

タンカー船主は、事故の結果、自己のタンカーから流出した油による汚染損害に対して厳格な責任を負う（すなわち、過失がなくても責任を負う）。船主は、以下を証明した場合に限り、1992年民事責任条約に基づく責任を免除される。

- a) 当該損害が、戦争行為または重大な自然災害により生じたこと。
- b) 当該損害が、もっぱら第三者の妨害行為により生じたこと。
- c) 当該損害が、燈台その他の航行援助施設の維持における公共機関の過失により生じたこと。

### 2.3 責任制限

船主は通常、1992年民事責任条約に基づく自己の責任を制限する権利を有する。限度額は、2003年11月1日に以下のとおり約**50.37%**増額された。増額された限度額

は、同日以降に発生した事故に適用される。

a) 総トン数5,000トン以下の船舶については、451万特別引出権（SDR）（700万米ドル）。

b) 総トン数5,000～14万トンの船舶については、451万SDR（700万米ドル）+1トン増ごとに631SDR（978米ドル）。

c) 総トン数14万トン以上の船舶については、8,977万SDR（1億3,900万米ドル）<sup><1></sup>

油濁損害が船主の個人的な作為または不作為に起因するか、そのような損害をもたらすことを意図して行われたか、おそらくそのような損害がもたらされるであろうことを知りながら無謀にも行われたことが証明された場合、船主は、自己の責任を制限する権利を剥奪される。

## 2.4 責任の所在

1992年民事責任条約に基づく油濁損害の補償請求は、当該タンカーの登録船主に対してのみ行うことができる。これは、被害者が本条約の枠外で船主以外の者に補償請求を行うことを妨げるものではない。しかし同条約は、船主の使用人もしくは代理人、乗組員、水先案内人、用船者（裸用船の用船者を含む）、船舶の管理者もしくは運航者、または引き揚げ作業もしくは防止措置の実施者に対する請求を禁止している。船主は、国内法に従って第三者に対して償還請求訴訟を起こす権利を有する。

## 2.5 強制保険

2,000トンを超える持続性油を貨物として運ぶタンカー船主は、1992年民事責任条約に基づく自己の責任に保険をかける義務を負う。タンカーは、保険加入を証明する証明書を携行しなければならない。1992年民事責任条約に加盟していない国の船舶も、1992年民事責任条約加盟国の港またはターミナルを出入りするにあたって、そのような証明書を要求される。

1992年民事責任条約に基づく油濁損害の補償請求は、船主の油濁損害責任に財政的保証を提供する保険者等に対して直接行うことができる。

---

<sup><1></sup> 1992年両条約の計算単位は、国際通貨基金の定義による特別引出権（SDR）である。本文書では、SDRは2010年2月1日に適用される為替レート、すなわち1SDR=1.54915米ドルで、米ドルに換算してある。

## 2.6 裁判所の権限

船主またはその保険者に対する1992年民事責任条約に基づく補償請求は、損害が発生した領土、領海、EEZまたは同等区域の同条約加盟国の裁判所においてのみ、提起することができる。

## 3 1992年基金条約

### 3.1 追加補償

1992年基金は、1992年基金条約加盟国の油濁損害被害者で、以下のいずれかの理由によって、1992年民事責任条約に基づく十分な補償を得ない者に補償を支払う。

- a) 船主が1992年民事責任条約に基づく免除の1つを行使できるため、同条約に基づく責任を免除される。
- b) 船主が1992年民事責任条約に基づく自己の義務を完全に履行する資力を有せず、船主の保険が油濁損害に対する補償請求を満たすに不十分である。
- c) 損害が1992年民事責任条約に基づく船主責任を超えている。

1992年基金条約加盟国になるには、1992年民事責任条約にも加盟しなければならない。

以下の場合、1992年基金は補償を支払わない。

- a) 当該損害が、1992年基金に加盟していない国で発生した場合。
- b) 当該油濁損害が、戦争行為または軍艦からの流出によって生じた場合。
- c) 請求者が、定義された1隻以上の船舶（すなわち、貨物として油をばら荷で輸送するために建造または改造された、あらゆる種類の遠洋航海船舶または海上輸送船）に関連する事故が原因で当該損害が生じたことを証明できない場合。

### 3.2 補償限度額

2003年11月1日以前に発生した事故に関して1992年基金が支払う最高額は、1992年民事責任条約に基づいて船主（またはその保険者）が実際に支払う金額を含めて、1億3,500万SDR（2億900万米ドル）であった。この限度額は、2003年11月1日に2億300万SDR（3億1,450万米ドル）へと約50.37%増額された。増額された限度額は、同日以降に発生した事故にのみ適用される。

### 3.3 裁判所の権限

1992年基金に対する1992年基金条約に基づく補償請求は、損害が発生した領土、

領海、EEZまたは同等区域の同条約加盟国の裁判所においてのみ、提起することができる。

過去の事故の実績では、ほとんどの請求が示談で解決されている。

### 3.4 1992年基金の組織

1992年基金には、すべての加盟国の代表で構成される**総会**がある。総会は、1992年基金を統治する最高機関であり、年1回、定例会を開催する。総会は、15加盟国から成る**執行委員会**を選出する。この委員会の主な機能は、補償の支払いを承認することである。

1992年基金は、1971年基金および追加基金（下記4章および6.2を参照）と事務局を共有する。共同事務局は、事務局長によって統轄され、現在27人の職員がいる。

### 3.5 1992年基金の資金調達

1992年基金は、1992年基金条約加盟国において、1暦年に15万トンを超える原油または重質燃料油（**抛出油**）を受け取った者に課される抛出金により資金を供給される。

#### **抛出金の基準**

抛出金の賦課は、個々の抛出者に関する油受取報告書に基づいて行われる。加盟国は毎年、その国で抛出義務がある者の住所氏名と、その者が受け取った抛出油の量を、1992年基金に報告しなければならない。これは油受取人が政府機関であるか、国有企業であるか、民間企業であるかにかかわらず適用される。提携者（子会社および共同事業体）の場合を除いて、当該年に15万トンを超える抛出油を受け取った者だけを報告しなければならない。

油は、海上輸送後に加盟国の港またはターミナル設備で受け取られるたびに、抛出目的のために計算される。「**受け取られる**」という用語は、海上輸送直後にタンクまたは保管所へ受け入れられることを指す。これに関連して、積み込み場所は無関係であり、外国から輸入された油でも、同じ国の別の港から運ばれた油でも、沖合の生産リグから船で輸送された油でもよい。また、別の港に輸送するために受け取られた油や、パイプラインでさらに輸送するために受け取られた油も、抛出金計算上、受け取られたものとみなされる。

#### **抛出金の支払い**

**年間抛出額**は、翌年に予想される補償金の支払いおよび管理費を賄うために、1992年基金により賦課される。それぞれの抛出者は、受け取った抛出油1トン当たりの所

定額を支払う。賦課額は、毎年総会で決定される。

事務局長は、総会が年間拠出額の賦課を決定したのち、それぞれの拠出者に請求書を発行する。請求繰延の制度があり、これによって総会は、特定の暦年に賦課される拠出金の総額を確定するが、これ以下の特定の額についてのみ翌年3月1日までの支払いを請求することを決定し、必要であると確認すれば残額またはその一部を後日請求する。

拠出金は、個々の拠出者が1992年基金に直接支払う。各国は、その国の拠出者に賦課された拠出金の支払いに責任を負わない。ただし、当該責任を自発的に受け入れた場合は、この限りではない。

### 拠出金額

油濁損害に対する補償請求に関して1992年基金が行う支払いは、年によって著しく異なる場合があり、その結果、拠出金額も変動している。下表は、1992年基金が1996～2008年に賦課した拠出金を示している。

年次拠出金	支払期限	拠出金総額(₤)	拠出油1トン当たりの拠出金(₤)
1996年	1997年1月2日	4,000,000	0.0110440
	1997年1月9日	10,000,000	0.0188066
1997年	1998年1月2日	9,500,000	0.0114295
	賦課繰延最高額	30,000,000	(賦課繰延なし)
1998年	1999年1月2日	28,200,000	0.0400684
	1999年1月9日	9,000,000	0.0134974
1999年	返還：2000年1月3日	-3,700,000	-0.0056367
	2000年1月9日	53,000,000	0.0552651
2000年	2001年1月3日	49,500,000	0.0545770
	賦課繰延最高額	43,000,000	(賦課繰延なし)
2001年	2002年1月3日	41,000,000	0.0428439
	賦課繰延最高額	21,000,000	(賦課繰延なし)
2002年	2003年1月3日	31,000,000	0.0274518
2003年	01.03.2004年1月3日	82,000,000	0.0052994
	賦課繰延最高額	40,500,000	(賦課繰延なし)
2004年	2005年1月3日	37,800,000	0.0273362

2005年	2006年1月3日	0	
	賦課延期最高額	5,500,000	(賦課繰延なし)
2006年	2007年1月3日	3,000,000	0.0020156
2007年	2008年1月3日	3,000,000	0.0019699
2008年	2008年1月11日	50,000,000	0.0328304
2008年	2009年1月3日	10,000,000	0.0064870
	賦課繰延最高額	85,500,000	(賦課繰延なし)

#### 4 国際油濁補償追加基金

2005年3月3日、2003年に採択された議定書に基づく追加基金によって、第3層の補償が設定された。今までのところ、26カ国が議定書を批准している。

追加基金は、議定書加盟国の油濁損害に対して、1992年基金条約に基づく補償に加えて追加補償を提供する。その結果、追加基金加盟国の油濁損害に対して、一事故当りの補償可能総額は、7億5,000万SDR（11億6,180万米ドル）である。この金額は、1992年民事責任条約および1992年基金条約に基づいて支払われる2億300万SDR（3億1,450万米ドル）を含む。

追加基金は、当該国について議定書が発効したあとに発生した事故に関してのみ、油濁損害に対する補償を支払う。

追加基金への加入は任意であり、1992年基金加盟国は追加基金に加盟することができる。

追加基金への年次拠出金は、それぞれの加盟国に関して、当該暦年に、海上輸送後にその国の港およびターミナルで合計15万トンを超える油を受け取った者が支払う。しかし、追加基金の拠出制度は1992年基金の制度と異なり、拠出金の支払いにおいて、それぞれの加盟国で毎年少なくとも100万トンの拠出油が受け取られたものとみなされる。

追加基金に関連する事故は1件も起こっていない。下表は、追加基金の管理費を賄うために2006年に賦課された拠出金を示している。

年次拠出金	支払期限	拠出金総額（ $\text{€}$ ）	拠出油1トン当たりの拠出金（ $\text{€}$ ）
2006年	2007年1月3日	1,400,000	0.0017223

1992年基金事務局（3.4を参照）が管理する追加基金には、加盟国の代表で構成される総会がある。

## 5 STOPIA2006およびTOPIA2006

1992年の民事責任条約および基金条約によって創設された2層構造の国際補償体制の狙いは、海運業界と石油業界との間で、タンカーからの海洋油流出が及ぼす経済的影響の公平な分担を確保することであった。石油業界が資金を供給する追加基金の設立によって生じた不均衡に対処するために、国際的なP&Iクラブのグループ（世界のタンカー総トン数の約98%に責任保険を提供する相互保険13社のグループ）は、二つの協定、すなわち2006年小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）および2006年タンカー油濁補償協定（TOPIA）から成る補償パッケージを自発的に導入した。これらの契約による拘束力のある協定は2006年2月20日に発効した。

1992年基金および追加基金は、STOPIA2006およびTOPIA2006の対象となる事故に関して、それぞれ1992年基金条約および追加基金議定書に従い、引き続き請求者に補償する責任を負う。これらの基金は、その後、STOPIA2006およびTOPIA2006に従って船主から補償を受ける。STOPIA2006では、1992年基金加盟国の損害に対して、29,548総トン以下のタンカーにつき、限度額が2,000万SDR（3,100万米ドル）に自発的に増額されている。TOPIA2006では、当該事故が協定の対象となる船舶に関連する場合、追加基金は、請求者に支払った補償の50%を船主から補償される権利を有する。

STOPIA2006およびTOPIA2006は、2006～2016年の10年間の油濁損害補償の実績をみて見直しを行い、その後は5年間隔で見直すことも定めている。

## 6 「旧」体制 — 1969年民事責任条約および1971年基金条約

### 6.1 1969年民事責任条約

1969年民事責任条約は1975年に発効した。2010年2月1日現在、38カ国が同条約に加盟している（付録に列挙）。

この条約の主な特徴は、以下の点を除いて1992年民事責任条約と同じである。

1992年民事責任条約と違って、1969年条約は、条約加盟国の領土（領海を含む）で被った油濁損害に限定される。さらに同条約は、油流出・排出事故発生後に生じた損害または講じられた措置にのみ適用される。したがって、この条約は脅威の除去措置、すなわち、当該措置が功を奏して当該タンカーからの実際の油流出がなかった場



合の防止措置には適用されない。

1969年民事責任条約は、貨物として実際に油をばら荷で輸送している船舶、すなわち貨物積載タンカーにのみ適用される。したがって、バラスト航海中のタンカーからのバンカーオイル流出や、タンカー以外の船舶からのバンカーオイル流出は、1969年条約の対象とならない。

1969年民事責任条約に基づく船主責任の限度は、1992年民事責任条約に基づく限度よりもはるかに低く、船舶の総トン数1トン当たり133SDR（206米ドル）または1,400万SDR（2,170万米ドル）のいずれか低い方である。

当該事故が船主の個人的な過失（「実際の過失または当事者の関係」）の結果発生したことを請求者が証明した場合、船主は、自己の責任を制限する権利を剥奪されることがある。

1969年民事責任条約に基づく油濁損害の補償請求は、当該タンカーの登録船主に対してのみ行うことができる。これは、被害者が本条約の枠外で船主以外の者について、補償請求を行うことを妨げるものではない。しかし同条約は、船主の使用人または代理人に対する請求を禁止している。船主は、国内法に従って第三者に対して償還請求訴訟を起こす権利を有する。

## 6.2 1971年基金条約

1971年基金条約に基づき、同条約が発効した1978年に、1971年国際油濁補償基金（一般に「1971年IOPC基金」または「1971年基金」と呼ばれる）が設立された。1971年基金条約は2002年5月24日に失効し、同日以降に発生した事故には適用されない。

1971年基金が支払うことができる事故1件当たりの補償総額は、1992年基金が支払うことができる最高額よりもはるかに低く、1969年民事責任条約に基づいて船主（またはその保険者）が実際に支払う金額を含めて、6,000万SDR（9,300万米ドル）であった。

1971年基金が取り扱う事故の大多数において、すべての請求が示談で解決されている。

1971年基金を清算するには、その前に同基金が、1971年基金条約の有効期間中に発生した事故の被害者への補償支払義務を履行しなければならない。清算期間中、1971年基金は、1971年基金条約の加盟国であったすべての国々で構成される管理理事会によって統治される。前述のとおり（3.4）、1971年基金は1992年基金と事務局を共有する。

1971年基金は1992年基金と同じ方法で資金を供給されている。

## 7 結論

1992年民事責任条約および1992年基金条約の加盟国になることの利点は、以下のとおりまとめることができる。タンカー関連の汚染事故が発生した場合、防除作業または防止措置にかかる費用を負担した政府またはその他の機関と、汚染による損害を被った民間団体または個人に、補償が支払われる。例えば、網を汚染された漁夫には補償を受ける権利があり、漁夫や海辺のリゾート地のホテル経営者に所得喪失に対する補償が支払われる。加盟国内で損害が発生した場合、これはタンカーの国籍や油の所有者、事故発生場所とは無関係である。

前述のように、多くの国々が1969年民事責任条約および1971年基金条約を廃棄し、1971年基金条約は2002年5月24日に失効した。さらに、1992年民事責任条約および1992年基金条約は、最初の条約よりも、いくつかの点で適用範囲が広く、補償限度額がはるかに高い。このような理由で、未加盟国は、民事責任条約および基金条約の1992年議定書（1969年条約および1971年条約ではなく）に加盟し、議定書によって修正された条約（1992年両条約）の加盟国になることが推奨されている。1992年両条約は、加盟申請書寄託の12カ月後に当該国について発効する。

すでに1969年民事責任条約に加盟している国には、1992年議定書に関する書類を寄託すると同時に同条約を廃棄するよう助言されている。これにより、当該国について1992年議定書が発効する日に、同条約の廃棄が成立する。

追加基金議定書に関しては、各国は、自国に固有の状況に照らして、議定書の批准が自国のためになるかどうか検討する必要がある。

\*\*\*

1992年民事責任条約および1992年基金条約の両方に加盟している国

2010年2月4日現在

(したがって1992年基金加盟国)

1992年基金条約が発効している103カ国		
アルバニア	グルジア	ノルウェー
アルジェリア	ドイツ	オマーン
アンゴラ	ガーナ	パナマ
アンティグア・バーブーダ	ギリシャ	パプアニューギニア
アルゼンチン	グレナダ	フィリピン
オーストラリア	ギニア	ポーランド
バハマ	ハンガリー	ポルトガル
バーレーン	アイスランド	カタール
バルバドス	インド	韓国
ベルギー	アイルランド	ロシア
ベリーズ	イラン	セントクリストファー・ ネーヴィス
ブルネイ	イスラエル	セントルシア
ブルガリア	イタリア	セントビンセントおよび グレナディーン諸島
カンボジア	ジャマイカ	サモア
カメルーン	日本	セイシェル
カナダ	ケニア	シエラレオネ
カポベルデ	キリバス	シンガポール
中国（香港特別区）	ラトビア	スロベニア
コロンビア	リベリア	南アフリカ
コモロ	リトアニア	スペイン
コンゴ	ルクセンブルク	スリランカ
クック諸島	マダガスカル	スウェーデン
クロアチア	マレーシア	スイス
キプロス	モルジブ	トンガ
デンマーク	マルタ	トリニダード・トバゴ
ジブチ	マーシャル諸島	チュニジア

ドミニカ	モーリシャス	トルコ
ドミニカ共和国	メキシコ	ツバル
エクアドル	モナコ	アラブ首長国連邦
エストニア	モロッコ	英国
フィジー	モザンビーク	タンザニア
フィンランド	ナミビア	ウルグアイ
フランス	オランダ	バヌアツ
ガボン	ニュージーランド	ベネズエラ
	ナイジェリア	
加盟申請書を寄託しているが、 指定日まで1992年基金条約が発効しない国		
シリア		2010年4月24日

**追加基金議定書に加盟している国**

2010年2月4日現在

(したがって追加基金加盟国)

追加基金議定書の26加盟国		
オーストラリア	ドイツ	オランダ
バルバドス	ギリシャ	ノルウェー
ベルギー	ハンガリー	ポーランド
カナダ	アイルランド	ポルトガル
クロアチア	イタリア	スロベニア
デンマーク	日本	スペイン
エストニア	ラトビア	スウェーデン
フィンランド	リトアニア	英国
フランス	モロッコ	

1992年民事責任条約に加盟しているが、1992年基金条約には加盟していない国

2010年2月4日現在

(したがって1992年基金非加盟国)

1992年民事責任条約が発効している19カ国			
アゼルバイジャン	インドネシア	ペルー	シリア
チリ	クウェート	モルドバ	ウクライナ
中国	レバノン	ルーマニア	ベトナム
エジプト	モンゴル	サウジアラビア	イエメン
エルサルバドル	パキスタン	ソロモン諸島	
加盟申請書を寄託しているが、 指定日まで1992年民事責任条約が発効しない国			
トルクメニスタン		2010年9月21日	

1969年民事責任条約に加盟している国

2010年2月4日現在

1969年民事責任条約の38加盟国		
アゼルバイジャン	グルジア	モーリタニア
ベニン	ガーナ	モンゴル
ブラジル	グアテマラ	ニカラグア
カンボジア	ガイアナ	ペルー
チリ	ホンジュラス	セントクリストファー・ ネーヴィス
コスタリカ	インドネシア	サントメ・プリンシペ
コートジボワール	ヨルダン	サウジアラビア
ドミニカ共和国	カザフスタン	セネガル
エクアドル	クウェート	セルビア
エジプト	ラトビア	シリア
エルサルバドル	レバノン	トルクメニスタン
赤道ギニア	リビア	アラブ首長国連邦
ガンビア	モルジブ	

注：1971年基金条約は2002年5月24日失効